
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 227 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 227 回金融商品専門委員会（2024 年 10 月 24 日開催）において、オプションの開示、ステップ 4 の振返り及び金融商品会計基準等の体系の再提案及び今後の審議の進め方（ステップ 6）について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（オプションの開示に関する意見）

2. 資料第 23 項(1)、(3)及び(4)の事務局提案には同意する。一方、資料第 23 項(2)については、貸付金に関連する手数料を利息と役務収益のどちらで認識しているかという点及び一括で収益を認識しているか、期間按分して認識しているかという点を理解できる表現であれば十分であり、それ以上細かく規定する必要はないと考える。
3. 事務局提案は、企業がオプションを採用せずに原則的な方法を選択した場合においては会計方針の注記を求めているという理解でよいか確認したい。

（ステップ 4 の振返りに関する意見）

4. 資料は過去の議論を纏めたものであり、全体として異論はない。
5. 補足文書に記載する内容については、ステップ 4 を採用する金融機関への対応も含めて、慎重な議論が必要であると考えます。
6. 補足文書には実務における検討が進むような有用な例を示せるよう、今後検討していただきたい。
7. ローン・コミットメントの引当の算定に用いるデータの蓄積の状況は、デフォルトの実績がどの程度生じるかという点で金融機関ごとにばらつきが生じると考えられる。このため、バーゼルの当局の設定値等の外部の設定値の活用も否定されないという点について記載することによって、実務に配慮して頂きたい。
8. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについて、資料第 38

項の案 2 を採用した場合には、分類及び測定の見直しに関する議論を今回の減損プロジェクトで行うこととなるのか確認したい。

(金融商品会計基準等の体系の再提案及び今後の審議の進め方(ステップ6)に関する意見)**減損に係る金融商品会計基準等の体系及び今後の審議の進め方についての意見**

9. 減損に係る金融商品会計基準等の体系及び今後の審議の進め方に同意する。
10. 償却原価法に関する定めは、減損プロジェクトにおいて分類及び測定に関してどこまでを範囲に含めるか決定した後に検討することになるのか確認したい。
11. 移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」には直接償却に関する定めや貸倒引当金繰入額及び戻入額の表示に関する記載もあり、これらの論点は減損の論点と密接に関連するため、対応を検討する必要があると考える。
12. 貸倒引当金の算定において、原則的にはステップ 2 を採用するものの、一部の会計処理についてステップ 4 のオプションを採用することは排除されないという理解でよいか確認したい。
13. ステップ 4 のオプションの適用に特に条件を設けないのか確認したい。また、財務諸表利用者は、企業のオプションの採用の有無を注記により理解することとなるのか確認したい。
14. 審議においてはステップ 2 とステップ 4 を分けて議論を行ったが、会計基準においては、ステップ 2 を採用する金融機関及びステップ 4 を採用する金融機関という区分は存在しないこととなるのか確認したい。

開示に係る金融商品会計基準等の体系及び今後の審議の進め方についての意見

15. 資料第 32 項(1)の開示に係る金融商品会計基準等の基準体系及び今後の審議の進め方に同意する。また、資料第 32 項(2)の実務対応報告第 18 号に基づき在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合の開示について、補足文書の内容を検討することも違和感はない。
16. 財務諸表以外の開示への参照について再検討をすることは否定しないものの、検討にあたっては国際的な開示事例も踏まえたうえで法律上の問題や監査上の課題について慎重に検討する必要があると考える。
17. 金融商品のクラス別の開示については、貸倒引当金自体の調整表が必要という点は否定

審議事項(4)-6

しないものの、企業の負担の観点から貸出金の帳簿価額の調整表を会計基準で定めることには反対する。一方、任意の開示を妨げる必要はないため、設例に記載することはやむを得ないと考える。

以 上